

【国の関与】

(環境庁)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
自然公園	(H8.1.10) ・ 国立公園の公園計画策定，公園事業に係る国の関与は緩和・廃止す ・ 都道府県立自然公園の指定，公園計画の決定等に係る国の関与は廃止する。	自然公園法（別紙1の24） ・ 国立公園の公園計画の策定は，国の直接執行事務（法12条2項）。（国の関与に関する言及なし） —	[40条関係] ・ 計画どおり措置（法12条2項）。 —
自然環境保全	(H8.1.10) ・ 条例による都道府県の自然環境保全地域の指定について国の関係地方行政機関との協議は廃止する。	—	—
環境・公害	(H8.1.10) ・ 公害の性格が比較的広域にわたるものについての，地域指定等に係る国の関与は緩和する。	環境基本法（別紙1の26） ・ 公害防止計画の作成に係る内閣総理大臣の承認（法17条3項）は，同意を要する協議とする。 大気汚染防止法（別紙1の28） ・ 指定ばい煙総量削減計画の作成に係る環境庁長官への報告（法5条の3第3項）は，同意を要する協議とする。 水質汚濁防止法（別紙1の30） ・ 総量削減計画の策定に係る内閣総理大臣の承認（法4条の3第3項）は，同意を要する協議とする。	[53条関係] ・ 計画どおり措置（法17条3項）。 [41条関係] ・ 計画どおり措置（法5条の3第3項）。 [43条関係] ・ 計画どおり措置（法4条の3第3項）。

【国の関与】

(環境庁)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
環 境 ・ 公 害 (つづき)	(H8.1.10) ・公害の性格が比較的広域にわたるものについての、地域指定等に係る国の関与は緩和する。	瀬戸内海環境保全特別措置法（別紙1の35） ・関係府県の定めようとする府県計画の内閣総理大臣への報告（法4条2項）は、同意を要する協議とする。 湖沼水質保全特別措置法（別紙1の36） ・湖沼総量削減計画の策定に係る内閣総理大臣の承認（法23条1項）は、同意を要する協議とする。	[47条関係] ・計画どおり措置（法4条2項）。 [50条関係] ・計画どおり措置（法4条4項〔湖沼水質削減計画は、湖沼水質保全計画の一部〕）。

【国の関与】

(国土庁)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
土地利用基本計画	(H8. 2. 15) ・ 内閣総理大臣の承認及び通達に基づく関係支分部局との協議は廃止すべき。	国土利用計画法（別紙 1 の52） ・ 土地利用基本計画の策定に係る内閣総理大臣の承認は同意を要する協議とする。（法 9 条10項）	[84条関係] ・ 計画どおり措置(法 9 条10項)

【国の関与】

(国土庁)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
工場立地制限	<p>(H7. 11. 2)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国の関与 (関係行政機関の長等の承認) は廃止。 <p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 許可基準等は法定されており、事前協議は不要。	<p>首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律 (別紙 1 の43)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3000平方メートル以上の工場の作業場の新增設及び大学等の教室の新增設に係る都県、指定都市の許可に対する国土庁長官及び関係行政機関の長の承認は同意を要する協議とする。(法 8 条 2 項) <p>近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 (別紙 1 の46) も同様。</p>	<p>[61条関係]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 計画どおり措置(法 8 条 2 項)
地域振興	<p>(H8. 1. 10)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 山村振興計画に係る内閣総理大臣の承認は廃止。 <p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各地域振興立法に基づく計画の策定等の事務は自治事務とし、必要な範囲で国との事前協議等を必要とする。	<p>山村振興法 (別紙 1 の56)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 計画の作成に係る内閣総理大臣の承認は同意を要する協議とする。(法 8 条 1 項) <p>半島振興法、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法、総合保養地域整備法についても同様。</p>	<p>[74条関係]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 計画どおり措置(法 8 条 1 項)

【国の関与】

(文部省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
教育課程の編成	(H7. 11. 15) ・地方公共団体がより主体的に編成することができるよう、より一層の弾力化を図る。	学校教育法（別紙 1 の127） ・教育課程の基準の一層の大綱化や弾力化を図る。 （H10. 7. 29教育課程審議会答申済み。H10年度中を目途に学習指導要領を改訂予定。） （ex. 小学校…法 2 0 条 教育課程 規則 2 5 条 学習指導要領）	・措置済（ex. 小学校学習指導要領改訂（平成10年12月告示）「地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成」）。
学級編制及び教職員の配置	(H7. 11. 15) ・学級編制、教職員定数の定め方について、より一層の弾力化を図る。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（別紙 1 の132） ・基準の設定は都道府県教委の自治事務とし、学級編成に係る都道府県教委の認可は「同意を要する協議」に改正。（法 5 条）	[142条関係] ・計画どおり措置（法 5 条）。
教育長の任命承認制	(H7. 11. 15) ・都道府県教委の教育長任命に対する文部大臣の承認制及び市町村教委の教育長任命に対する都道府県教委の承認制の廃止。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（別紙 2 の38） ・教育長の任命承認制は廃止。（法 1 6 条 2 項、 3 項） （H10. 9. 21中央教育審議会答申は、加えて①議会同意制の導入と②市町村教育長の兼任制の見直しを提言）	[140条関係] ・計画どおり措置（法 1 6 条 2 項、 3 項）。 【参考】 都道府県及び指定都市教育長は、委員長を除く委員のうちから任命。

【国の関与】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
生涯学習・文化	<p>(H7. 11. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立図書館、博物館、公民館に関する法令等の規制の廃止。 <p>・生涯学習・文化振興の所管は地方公共団体の判断に委ねるとする制度改正を行う。</p>	<p>図書館法（必置規制と重複）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立図書館の館長の司書資格規制(法13条3項)及び国庫補助受けるための最低基準を省令で定めるとする法19条を廃止。(平成11年法改正予定) <p>博物館法（必置規制と重複）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学芸員等の定数規定（告示）は廃止。(平成10年中措置) <p>社会教育法（必置規制と重複）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館の館長、主事の専任規定（告示）は廃止。(平成10年中措置) <p>・現行の事務委任・補助執行の規定（地方自治法180条の7）の活用等により地方公共団体の主体的判断に委ねる。(平成10年度措置済み)</p>	<p>[134条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおり措置（法13条3項、19条→削除）。 措置済（平成10年告示廃止）。 措置済（平成10年告示廃止）。 措置済（平成9年12月～10年2月各都道府県等に周知）。
教育制度(地教行法の関与)	<p>(H8. 2. 13)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地教行法の「指導、助言又は援助を行うものとする」国の積極的な指導等を技術的助言・勧告に止める。 <p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部大臣及び教育委員会相互の関係等は、関与の一般ルールの検討に併せて全般的に見直す。 	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（別紙2の38）</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部大臣及び教育委員会相互の関係等は、地方自治法に定められる関与の類型に立って見直す。少なくとも「行うものとする」との表現（法48条1項）は改める。 <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（別紙1の126）</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部大臣の措置要求（法52条）は地方自治法に沿って行う。 包括的指揮監督（法55条）は廃止。 	<p>[140条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおり措置（法48条1項→「行うことができる」との表現に改正）。 計画どおり措置（法52条）。 計画どおり措置（法55条）。

【国の関与】

(厚生省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
民生委員	<p>(H8. 7. 29)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 民生委員の定数決定については、大臣の関与を廃止すべき。 <p>(H. 8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定数は、国による全国一律の基準設定自体が不合理なことから、標準的なものにとどめ、地方公共団体の条例で定めることとすべき。	<p>民生委員法（別紙１の１９８）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 民生委員の定数決定事務に係る国の定数基準については、全国的に一定水準を確保するとともに、都道府県が地域の実情等に配慮して定数決定を行えるよう弾力化なものとする。	<p>[159条関係]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 措置済み（10. 8. 26 付け社会・援護局長、児童家庭局長連名通知）

【国の関与】

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
農業振興地域	<p>(H8. 1. 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の農業振興地域整備基本方針の作成に係る農林水産大臣の承認を廃止。 都道府県の農業振興地域の指定に係る地方農政局との協議 (通達による) を廃止。 市町村の農業振興地域整備計画の作成に係る地方農政局との協議 (通達による) を廃止。 	<p>農業振興地域の整備に関する法律 (別紙1の252)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の農業振興地域整備基本方針の作成・変更に係る農林水産大臣の承認 (作成に係る承認→法4条5項、変更に係る承認→法5条2項で準用する法4条5項) を廃止し、協議*とする。 <p>※農業振興地域整備基本方針のうち、以下に関する事項 (指定基準等に関する事項) は、農林水産大臣の同意を要する協議とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業振興地域の指定基準 ②農業振興地域の位置・規模 ③農用地区域 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣は、①国の基本指針 (農地確保等農業振興地域の整備に関する指針) の変更、②経済事情の変動等情勢の推移、等により特に必要な場合は、都道府県に対し、農業振興地域整備基本方針のうち指定基準等に関する事項の変更に係る所要の措置をとるよう指示可。(法5条1項関係) 都道府県の農業振興地域の指定 (法6条1項) と変更・解除 (法7条1項) に係る地方農政局長との協議 (S45. 1. 28農政局長通達) を廃止。 市町村の農業振興地域整備計画の作成 (法8条1項) に係る地方農政局協議に関して言及はないが、当該整備計画の作成に係る都道府県の認可 (法8条4項) が廃止されて、協議 (当該整備計画のう 	<p>[農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律4条5項、5条1項及び2項関係]</p> <p>[285条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の農業振興地域の指定・変更・解除に係る農政局協議の廃止は、通達改正により対応。 市町村の農業振興地域整備計画作成に係る農政局協議の廃止は、通達改正により対応。 市町村の農業振興地域整備計

【国の関与】

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
(農振の続き)		ち農用地区域に関する事項は、都道府県の同意を要する) とされたことから、地方農政局との協議は廃止と理解。	画作成に係る都道府県知事の認可を廃止し、協議制に移行。 (農用地利用計画は要同意)
農産園芸	(H8. 1. 10) ・指定種子生産ほ場の審査及び生産物の基準と方法に係る国の承認を廃止。	主要農作物種子法 (別紙2の61) ・指定種子生産ほ場審査及び生産物審査の基準及び方法に係る国の承認 (法4条5項) を廃止し、国は、優良種子として最低限具備すべき品質の確保のために必要な基準を法令の委任による告示で設定。	[265条関係] ・計画どおり措置(法4条5項、6項→指定種子生産ほ場審査及び生産物審査の基準及び方法の設定に係る農林水産大臣の承認を廃止し、都道府県は、農林水産大臣が定める基準 (優良種子として最低限具備すべき品質の確保のために必要な基準) に準拠して当該基準及び方法を設定することができる。)
農産園芸	(H8. 1. 10) ・都道府県知事が作成する指定有害動植物防除計画に係る国の承認を廃止。	植物防疫法 (別紙1の255) ・都道府県知事が作成する指定有害動植物防除計画に係る国の承認 (法24条4項) を廃止し、事前協議制 (国の同意を要する) に移行。	[254条関係] ・計画どおり措置(法24条4項)
農村整備	(H8. 1. 10) ・県営土地改良事業を実施する場合に知事が作成する土地改良事業計画について、通達により地方農政局長との協議を要すること等、地方団体が実施する土地改良事業に係る国の「関与」を廃止。	土地改良法 ・都道府県営土地改良事業を実施する場合に都道府県知事が作成する土地改良事業計画に係る地方農政局長との協議 (S49. 7. 17事務次官通達) は、地方団体の自主性を尊重する観点から、廃止。(H8. 7. 4の分権委/地域づくり部会ヒア)。 ※措置済み→分権委勧告・分権計画には記載なし。	・通達廃止により、措置済み。

【国の関与】

(通産省)

項目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
工場立地	(H8. 10. 30) ・緑地面積率等の設定権限を地方公共団体へ移譲。（国は上限・下限を設定）	工場立地法(別紙1の337) ・緑地面積率及び環境施設面積率に係る準則について、大臣が定める基準の範囲内で、都道府県が地域の実情に応じて定める。 (法4条の2 措置済み [H10. 1. 31施行])	[307条関係] ・措置済（工場立地法の一部を改正する法律）（平成9年12月12日公布）（平成10年1月31日施行）
電気事業	(H8. 1. 10) ・地方公営企業に係る、水力受発電電力量の予定値の通産大臣の承認は廃止。 ・地方公営企業に係る、通産大臣への電気事業の事業年報・会計年報の提出は廃止。	— —	— —
中小企業	(H8. 1. 10) ・商工組合の設立認可に係る通産局長への協議は廃止。 ・中小企業等協同組合の定款変更の認可に係る財務局への事前協議は廃止。	— —	— —

【国の関与】

(通産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
工業用水道	(H8. 10. 30) ・料金の変更は、事業法上は届出にかかわらず、補助金交付規則上は国の承認が必要とされているのは過度の関与。 ・上水道の水利権と相互に調整できる制度を確立する。	— —	— —

【国の関与】

(運輸省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
港湾(臨港地区)	(H8. 1. 10) ・都計区域外の臨港地区の指定に係る運輸大臣の認可を廃止。 ・都計区域内の臨港地区の指定に係る建設大臣の認可等を廃止。 ・臨港地区に係る都市計画案の港湾管理者申出制廃止→都市計画決定権者が案作成・港湾管理者への協議。	港湾法 (別紙 2 の97) ・都計区域外臨港地区指定に係る国の認可→廃止。(法 3 8 条 1 項) (都市計画法 (別紙 1 の478)) ・都計区域内臨港地区指定に係る国の認可→同意を要する協議。(都市計画法 1 8 条 3 項、同令 1 2 ~ 1 4 条) ・臨港地区に係る都市計画は、港湾管理者が当該管理者以外の地方公共団体に協議の上、都市計画決定権者に案を申出。(H9. 3. 31通達措置済み) (都市計画法 2 3 条 4 項)	[359条関係] ・計画どおり措置 (法 3 8 条 1 項)。 [437条関係] ・計画どおり措置 (都市計画法 1 8 条 3 項)。 ・措置済(平成9年3月31日通達)
港湾(港湾施設)	(H8. 1. 10) ・港湾管理者が国の補助を受けて行う港湾事業施設に係る運輸大臣の港湾施設認定を廃止。 ・国庫補助により整備された港湾施設の譲渡・貸付に係る運輸大臣の認可は、一定規模以下等について廃止。 ・政令指定重要港湾の入港料率の運輸大臣認可を廃止。	港湾法 (別紙 2 の97) — — (法 4 6 条 1 項) ・同意が得られない限り入港料率設定又は変更の効果が生じないことが確保されることを前提として同意を要する協議とする。(法 4 4 条の 2 第 2 項)	— — [359条関係] ・計画どおり措置 (法 4 4 条の 2 第 2 項)。

【国の関与】

(運輸省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
港湾(港湾計画)	(H8. 1. 10) ・重要港湾の港湾計画に対する変更要求等の国の関与を廃止。	港湾法 (別紙 2 の97) (法 3 条の 3 第 6 項ほか) ・港湾計画の作成方法に係る通達による国の関与は廃止。(H9. 3. 27通達廃止措置済み) ・臨港地区に係る指定・変更に係る事前調整についての事務連絡文書による国の関与は廃止。(H9. 1. 20事務連絡文書廃止措置済み)	・措置済 (平成9年3月27日通達廃止)。 ・措置済 (平成9年1月20日事務連絡文書廃止)。
港湾 (公有水面埋立)	(H8. 1. 10) ・公有水面埋立免許に係る運輸大臣の認可を廃止。	公有水面埋立法 (別紙 1 の392) ・都道府県の職権に属する事項に対する主務大臣の認可は「一部」廃止する。(法 4 7 条、令 3 2 条) ※「一部」とは何か (2次勧告) …国費を含む財源により整備した港湾施設 (外郭、係留等) に係る埋立に係るものの運輸大臣認可を廃止。	[403条関係] ・政令要確認 (具体の事務は法 4 7 条により政令に委任)。

【国の関与】

(労働省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
職業能力開発行政	<p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none">地方公共団体設置の職業能力開発施設に対する現行の認可制を廃止すべき <p>(H8. 1. 10)</p> <ul style="list-style-type: none">国の通知に基づく地方職業能力開発実施計画の策定の義務づけを廃止すべき	<p>職業能力開発促進法（別紙2の122）</p> <ul style="list-style-type: none">都道府県が職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校を、市町村が職業能力開発校を設置（一部の事項に係る変更を含む。）する際の労働大臣の認可（法16条2項（一部の事項に係る変更については、施行規則6条2項）は、同意を要する協議とする。 <p>—</p> <p>（1次勧告）…職業能力開発実施計画については、その対象となる事項・内容、必要となる関係資料について大幅な削減を行ない、必要最小限のものに限ることとする。</p>	<p>[385条関係]</p> <ul style="list-style-type: none">計画どおり措置（法16条）（一部の事項に係る変更については、規則要確認）。 <p>・措置済 （「平成9年度地方職業能力開発実施計画の策定について」平成8年12月20日 局長通知）</p>

【国の関与】

(建設省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
都市計画	<p>(H7. 10. 26)</p> <ul style="list-style-type: none">都道府県の都市計画決定について の大臣認可は廃止すべき。市町村の都市計画決定について の知事の承認は廃止すべき。 <p>(H8. 1. 10)</p> <ul style="list-style-type: none">国の関与は必要最小限且つ法律の 規定に基づくものに限定し、通達 による事前協議、連絡調整等は廃 止すべき。 <p>(H8. 2. 15)</p> <ul style="list-style-type: none">国の関与は、都道府県相互間の水 平的調整が困難で、都道府県から 要請があった場合に限るべき。国や都道府県が設置する施設につ いては、都市施設として都市計画 決定すべきことについて市町村に 発議要請する制度とすべき。都道府県事業の大臣認可、市町村 事業の知事認可は廃止すべき。	<p>都市計画法 (別紙1の 478・別紙2の 147)</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画区域の指定、都市計画決定に係る建設大 臣の認可は、同意を要する協議とする。市町村の都市計画決定に係る都道府県の承認は、 同意を要する協議とする。 <p>・法令に基づかない建設省への連絡調整等につい ては、今後不要として取り扱う。</p> <p>・国(都道府県)の関与は、必要最低限のものとな るよう関与の視点を明確化する。</p> <p>・市町村の都市計画審議会を法定化する。 (都道府県の都市計画決定について、広域的・根 幹的なものに限定する。2次)</p> <p>・大臣認可、知事認可は存置。</p>	<p>[437条関係]</p> <ul style="list-style-type: none">計画どおり措置(法5条3項、 18条3項)計画どおり措置(法19条) <p>・都市計画等に関する事務の簡 素化等について(都市局長通 知・平成8年3月31日)</p> <p>・計画どおり措置(法18条4 項、19条4項)</p> <p>・計画どおり措置(法19条1 項)</p> <p>—</p>

【国の関与】

(建設省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
道 路	(H7. 11. 2) ・都道府県道の路線の認定等に係る建設大臣認可は廃止すべき。	道路法 (別紙 2 の 132) ・都道府県道の路線認定、変更又は廃止する場合の建設大臣の認可は協議とする。	[415条関係] ・計画どおり措置 (法 7 4 条)
河 川	○一級河川 (H8. 10. 30) ・国の関与は必要最小限とすべき。 ○二級河川 (H8. 10. 30) ・管理を都道府県の自治事務とし、国の関与を必要最小限とすべき。 ○準用河川 (H8. 10. 30) ・管理を市町村の自治事務とし、国等の関与を必要最小限とすべき。	河川法 (別紙 1 の 460) — ・河川整備基本方針、工事实施基本計画の策定に係る認可は同意を要する協議とする。 ・改良工事实施の認可、市町村施工協議に係る認可は協議とする。 ・特定水利使用の流水占用許可に係る国の認可は同意を要する協議とする。 ・国は、洪水等緊急時に必要な指示を行う。 ・訓令、通達等による関与は廃止する。 ・特定水利使用の流水占用許可に係る都道府県の認可は廃止する。(100条及び施行令56条において準用する79条2項)	[433条関係] ・計画どおり措置 (法 7 9 条 2 項) ・計画どおり措置 (法 7 9 条の 2) ・未措置 ・政令要確認

【国の関与】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
公有水面埋立	(H7. 11. 2) ・ 指定河川等に係る公有水面埋立について、建設大臣の認可を廃止すべき。	公有水面埋立法（別紙 2 の 461） ・ 主務大臣の認可（法 4 7 条、令 3 2 条）の一部について、埋立免許の一般的基準を作成し、大臣認可を廃止する。 （指定河川等に係る埋立について建設大臣認可を廃止する。2次）	[403条関係] ・ 政令要確認 （法 4 7 条で具体の事務は政令に委任）
排水処理	(H7. 11. 2) ・ 流域別下水道整備総合計画の建設大臣認可は廃止すべき。 ・ 下水道の事業計画についての認可は廃止すべき。 ・ 排水処理施設の相互接続等一体的な整備を可能とすべき。	下水道法（別紙 1 の 492） — （国の承認を廃止し、県際河川、広域的閉鎖性水域に係るものに限り、同意を要する事前協議とする。1次） ・ 県際河川、広域的閉鎖性水域で流域別下水道整備総合計画が定められていない地域に関わるもの及び指定都市が設置するものを除き、都道府県に移譲する。（自治事務） ・ 汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を策定し、関係部局の調整・協力を促進する。（H7. 12. 19；汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について）	[424条関係] ・ 勧告どおり措置（法 2 条の 2 第 4 ・ 5 項） ・ 政令で定める公共下水道の事業計画認可を都道府県が行うものとする。（法 4 条） ・ 措置済

【国の関与】

(建設省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
公営住宅	(H7. 11. 2) ・ 入居資格基準の設定は地域の実情に応じるべき。 ・ 施設管理の内容については地域の実情に応じるべき。 ・ (戸数など) 地域の実情に応じた建て替え事業を可能とすべき。	公営住宅法 (平成 8年 5月改正) ・ 高齢者世帯等の収入基準弾力化 ・ 家賃改正、条例改正等の大臣報告の廃止 ・ 用途廃止に係る承認事務の弾力運用 ・ 中高層要件の廃止 ・ 戸数倍率要件の緩和	[412条関係] ・ 措置済 ・ 措置済 ・ 措置済
海 岸	(H9. 3. 11) ・ 港湾管理者が重要港湾の区域を海岸保全区域に指定する協議に応じる際の運輸大臣の同意 (§ 4 ②) は廃止すべき。 ・ 海岸管理者が海岸保全区域を港湾区域等に重複指定する協議に応じる際の河川局との事前協議は通達に基づくものであり廃止すべき。	海岸法 (別紙 1 の 466) ・ 港湾管理者の運輸大臣への協議とする。 ・ 国又は都道府県の関与は、法律又はこれに基づく政令に定めのある場合でなければ、行うことができない。(法定主義の原則)	[420条関係] ・ 計画どおり措置(法 4 条 2 項) ・ 未措置 (海岸保全区域の指定について 昭和32年 3 月14日 河川局長通達)
都市公園	(H7. 11. 2) ・ 保存規定法 (§ 16) に基づく代替公園の確保の指導については廃止すべき。	—	—